日本アジアカワウソ保全協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協会は、名称を日本アジアカワウソ保全協会(英名: Asian Otter Conservation Society of Japan) とする。

(所在地)

第2条 この協会を筑紫女学園大学現代社会学部佐々木研究室(福岡県太宰府 市石坂 2-12-1) に置く。

(設立年月日)

第3条 2019年10月1日にこの協会を設立する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この協会は、アジアを中心とする国内外のカワウソの調査・研究、普及啓発、学術交流を推進し、これらの活動を通じてカワウソを含む野生動物および地球環境の保全を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第5条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の種類の非営利活動を行う。

- 1. 野生動物の保全を図る活動
- 2. 環境教育活動
- 3. 環境の保全を図る活動
- 4. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第6条 この協会は、第3条の目的を達成するため非営利活動に係る事業として、 次の事業を行う。
 - 1. カワウンを中心とする野生動物の調査・研究・保全・普及啓発事業
 - 2. 生物多様性保全に関する普及啓発事業
 - 3. 国内外の研究者との学術交流事業
 - 4. その他この協会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(種別)

- 第7条 この協会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって運営権を持つものとする。
 - 1. 正会員 この協会の目的に賛同し運営を行うため入会した個人(理事長、 理事、監事、事務局長、事務局員)
 - 2. 準会員 この協会の目的に賛同し助言を行うため入会した個人(顧問)

(入会)

第8条 会員は、当面の間、設立当初に加入していた者のみとし、理事会の特別な推薦を除き新規の加入を受け付けないものとする。

(入会金及び会費)

第9条 現時点において、会員の会費納入は必要のないものとする。

(会員資格の喪失)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - 1. 退会の旨を申請したとき。
 - 2. 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
 - 3. 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、退会の旨を理事長に申請し、承認を受けた上で、退会することができる。

(除名)

- 第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき、総会の議決を経て、これを除 名することができる。
 - 1. この規則に違反したとき。
 - 2. この協会の名誉を毀損し、またはこの協会の目的に反する行為をしたとき。
 - 3. 前2項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員 に弁明する機会を与えなければならない。

第4章 役 員

(種別及び定数)

- 第13条 この協会の会員のうち以下の者を役員とする。
 - (1)理事3人以上7人以内
 - (2) 監事1人以上3人以内
 - 2 理事のうち1人を理事長とする、現時点では副理事長を定めない。

(顧問及びその任期)

- 第14条 本協会には、顧問を若干名おくことができる。任期は2年とする。ただし、 再任を妨げない。
 - (1) 顧問は理事会でこれを推薦し、理事長がこれを委嘱する。
 - (2) 顧問は本協会の運営につき理事会および理事長に助言する。

(選任等)

第15条 理事は、理事会で選任する。

- 1. 理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 2. 役員のうちにはそれぞれの役員についてその配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3. 監事は、総会で選任され、理事またはこの協会の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第16条 理事長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

- 1. 理事は、事務局長と共に理事会を構成し、この規約の定め及び総会 又は理事会の議決に基づき、この協会の業務の執行をする。
- 2. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この協会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この協会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの協会の財産の状況について、理事に意見を述べること。また、必要がある場合には理事会を招集す

ること。

(任期等)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 1. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残存期間とする。
- 2. 役員は、辞任または任期終了後においても、後任者が就任するまでは、そ の職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、 遅滞なくこれを補充しなくてはならない。

(解任)

- 第19条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事は理事会において、監事は 総会において、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、 議決する前に弁明の機会を与えなくてはならない。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第5章 会 議

(会議の種別)

第20条 この協会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(総会の機能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- 1. 規約の変更
- 2. 解散及び合併
- 3. 会員の除名
- 4. 事業報告及び決算
- 5. 資産管理の方法
- 6. 解散における残余財産の帰属
- 7. その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は毎年1回開催する。

臨時総会は、次に掲げる場合開催する。

- 1. 理事会が必要と認め招集の請求があった場合。
- 2. 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

(総会の招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。

- 1. 前条第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、理事長は30日 以内に会議を招集しなければならない。
- 2. 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及び その内容を示した書面、またはE-mailを開会日の2週間前までに発して行 わなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(会議の構成)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第14条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

総会の議決は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 正会員の表決権は平等なものとする。

- 1. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリまたは電磁的方法をもって表決し、 又は他の正会員を代理人として表決を委託することができる。
- 2. 前項の規定により表決した正会員は、前条及び次条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。
- 3. 総会の議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該 事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1. 日時及び場所
- 2. 正会員総数及び出席者数
- 3. 審議事項
- 4. 議事の経過の概要及び議決の結果
- 5. 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及び総会において選任された署名人2名が記名捺印または 署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事及び事務局長をもって構成する。

(理事会の機能)

第30条 理事会はこの規約に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- 1. 総会に付議すべき事項
- 2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- 1. 理事長が必要と認めた場合。
- 2. 理事の現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 1. 前条第2項の請求があった場合は、理事長は14日以内に会議を招集しなければならない。
- 2. 理事会を招集日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容 を示した書面、または E-mail を開会日の1週間前までに発して行わなけれ ばならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第23条第2項の規定によってあらかじめ通

知した事項とする。

理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の評決権は平等なものとする。

- 1. 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面を 持って表決権を行使することができる。
- 2. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 3. 理事会の議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該 事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1. 日時及び場所
- 2. 理事総数、出席者数及び出席者指名(書面表決者がある場合はその数を付記すること)
- 3. 審議事項
- 4. 議事の経過の概要及び議決の結果
- 5. 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及び総会において選任された署名人2人が記名捺印または 署名しなければならない。

第6章 資 産

(資産の構成)

第37条 この協会の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

- 1. 設立当初の財産目録に記載された資産
- 2. 会費(現時点では定めていない)
- 3. 寄付金品
- 4. 財産から生じる収益
- 5. 事業に伴う収益
- 6. その他の収益

(区分)

第38条 この協会の資産は、非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第39条 この協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会 計

(会計の原則)

第40条 この協会の会計は、規約に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第41条 この協会の会計は、非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(事業年度)

第42条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この協会の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び変更)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、 規定予算の追加または更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この協会の事業報告書、活動計算書、財産目録は、理事長が事業年度終 了後に遅滞なくこれを作成し、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得な ければならない。

(臨機の措置)

第47条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の 負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければな らない。

第8章 規約の変更、解散等

(規約の変更)

第48条 この規約は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第49条 この協会は、次に掲げる事由により解散する。

- 1. 総会の決議
- 2. 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- 3. 正会員の欠亡
- 4. 合併
- 5. 破産手続き開始の決定

第1項の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この協会が解散の際に有する残余財産は、総会において議決した他の団体に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この協会は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければ合併することができない。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この協会は、事務を処理するため事務局を置く。

(職員の任免)

第53条 事務局長及び職員の任免は理事長が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細則)

第55条 この規約の施工について必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が 別に定める。

附則

- 1. この規約は、この協会設立の日から施行する。
- 2. この協会の設立当初の会員は、次のとおりとする。

3. この協会の設立当初の会員の任期は、第17条の規定にかかわらず、この協会の設立日から2022年3月31日までとする。